特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
5	医療福祉に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は，医療福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり，特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

鉾田市長

公表日

令和7年1月31日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	医療福祉に関する事務
②事務の概要	茨城県医療福祉対策要綱及び鉾田市医療福祉費支給に関する条例に基づき医療福祉事務を行っている。 ①申請に基づき，住民票に基づく異動等及び年齢，加入保険内容，障害内容等により受給者毎に分類（妊産婦，小児，母子家庭及び父子家庭，重度心身障害者等）し資格の管理を行う ②本人及び世帯員の所得により医療費助成対象者の判定を行い受給者証を交付する
③システムの名称	医療福祉システム，宛名管理システム，住民記録システム，個人住民税システム，中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
1. 医療福祉資格ファイル　2. 医療福祉助成ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・茨城県医療福祉対策要綱 ・鉾田市医療福祉費支給に関する条例 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第2項 ・鉾田市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年鉾田市条例第30号）第4条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・鉾田市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年鉾田市条例第30号）第4条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	鉾田市総務部総務課　茨城県鉾田市鉾田1444番地1　0291-33-2111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	鉾田市福祉保健部保険年金課　茨城県鉾田市鉾田1444番地1　0291-33-2111

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報の取扱いに関して人手を介在する作業は，複数人での確認を行うようにしており，人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［　 ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　特に力を入れて行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 3） 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策　］ ＜選択肢＞ 1） 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2） 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3） 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4） 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5） 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6） 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7） 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9） 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　特に力を入れている　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・情報提供ができるシステムのユーザー認証の管理を行い、担当業務に必要な範囲のみ閲覧等が可能となるようアクセス制限を行っている。 ・特定個人情報を取り扱う端末機は、静脈認証により操作できる者を制限している。 ・特定個人情報を取り扱う端末機に使えるUSBは、情報担当課から貸与されたものであり、管理は個人ごとでなく課で行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月15日	4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携	実施しない	実施する	事後	
平成28年9月15日	4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	記載なし	番号法第19条第14号 番号法第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則（平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号）第4条第3項及び第4項 鉾田市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年鉾田市条例第30号）第4条	事後	
平成28年9月15日	1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	医療福祉システム	医療福祉システム，宛名管理システム，住民記録システム，個人住民税システム，中間サーバー	事後	
平成28年9月15日	3．個人番号の利用 法令上の根拠	茨城県医療福祉対策要綱 鉾田市医療福祉費支給に関する条例	・茨城県医療福祉対策要綱 ・鉾田市医療福祉費支給に関する条例	事後	
平成30年6月15日	5．評価実施機関における担当部署	保険年金課長　舊役　秀行	保険年金課長　齋藤　嘉久	事後	
平成31年4月1日	4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第14号 ・番号法第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則（平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号）第4条第3項及び第4項 ・鉾田市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年鉾田市条例第30号）第4条	・番号法第19条第8号 ・鉾田市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年鉾田市条例第30号）第4条	事後	
令和3年3月15日	5．評価実施機関における担当部署	保険年金課長　齋藤　嘉久	保険年金課長	事後	
令和3年3月15日	5．評価実施機関における担当部署	市民部保険年金課	福祉保健部保険年金課	事後	
令和3年3月15日	8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	鉾田市市民部保険年金課	鉾田市福祉保健部保険年金課	事後	
令和3年3月15日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	平成31年４月１日時点	令和３年３月１日時点	事後	
令和3年3月15日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	平成31年４月１日時点	令和３年３月１日時点	事後	
令和3年9月1日	4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・鉾田市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年鉾田市条例第30号）第4条	・番号法第19条第9号 ・鉾田市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年鉾田市条例第30号）第4条	事前	
令和5年12月12日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	令和３年３月１日時点	令和５年12月１日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月12日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年3月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	
令和7年1月31日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		[　十分である　]	事後	
令和7年1月31日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		・特定個人情報の取扱いに関して人手を介在する作業は，複数人での確認を行うようにしており，人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	
令和7年1月31日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		3）権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和7年1月31日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		[　十分である　]	事後	
令和7年1月31日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		・情報提供ができるシステムのユーザー認証の管理を行い、担当業務に必要な範囲のみ閲覧等が可能となるようアクセス制限を行っている。 ・特定個人情報を取り扱う端末機は、静脈認証により操作できる者を制限している。 ・特定個人情報を取り扱う端末機に使えるUSBは、情報担当課から貸与されたものであり、管理は個人ごとでなく課で行っている。	事後	